

総務産業委員会報告書

平成30年6月20日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 石原 和人

平成30年6月20日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

○ 閉会中の委員会継続調査事件について

<所管事務調査>

- 河川のしゅんせつについて
- 空き家対策について
- 施設建設及び契約に係る事務について
- ブロック塀の耐震基準及び公共施設の安全対策について
- 企業団地の造成について

<報告事項>

- 農業共済団体等の1県1組合化について（農政水産課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告事項	2
所管事務調査	7
閉会中の委員会継続調査事件について	29
閉会	29

総務産業委員会記録

招集日時	平成30年6月20日（水）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時31分	開会 ～	午後0時10分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第3回定例会）の開催		
出席委員	委員長	石原和人	副委員長	藪内 靖
	委員	尾川直行		土器 豊
		田口豊作		掛谷 繁
		川崎輝通		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川 茂		
傍聴者	議員	中西裕康	守井秀龍	森本洋子
		青山孝樹		
	報道	あり		
	一般	なし		
説明員	産業部長	平田惣己治	農政水産課長	坂本基道
	産業観光課長	芳田 猛	都市住宅課長	大森賢二
	移住定住推進担当課長	濱山一泰		
	建設部長	藤森 亨	建設課長	淵本安志
	水道課長	梶藤 勲	下水道課長	小川勝巳
	日生総合支所長	大道健一	吉永総合支所長	金藤康樹
審査記録	次のとおり			

午前9時31分 開会

○石原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は、付託された議案がございませんので、産業部、建設部ほか関係の所管事務調査を行います。

所管事務調査に先立ち、執行部からの報告事項をお受けいたしますので、よろしく願いいたします。

なお、本日は議会の構成後、産業部、建設部ほか関係の説明員に出席願う最初の委員会となりますので、部長等から委員会に出席いただく説明員の御紹介をお願いいたします。

産業部長、建設部長から関係職員を紹介

以上で説明員の御紹介が終わりました。

続いて、総務産業委員を紹介いたします。

委員長から委員を紹介

以上で委員の御紹介が終わりました。

***** 報告事項 *****

それでは、所管事務調査に先立ち、執行部からの報告事項ございましたらお受けいたします。

○坂本農政水産課長 農政水産課から、農業共済団体等の1県1組合化について御報告をいたします。この件につきましては、3月定例会の総務産業委員において報告いたしておりましたが、委員会の構成が変わりましたので、改めて報告をさせていただきます。

お配りしている資料をご覧ください。

まず、県内の農業団体等の組織なんですけれども、A3の資料右側の合併前に、現在の状況なんですけれども、中央の囲いの中に岡山地区農業共済組合（組合営）がございます。それから、東備農業共済事務組合を初めとして一部事務組合が6団体、それから県の北西部になります新見市、真庭市、新庄村が直営でこの事業をやっております。それから、国とのパイプ役として保険事務を行っております農業共済組合連合会という組織がございまして、今回合併を目標にしておりますのは31年4月1日を目途に、まずは10団体が一度合併をしまして、目標としまして5月1日に共済連合会がその機能を持たせたような形でさらに合併するというような方向性で準備をいたしております。

それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず初めに、県内の農業共済事業についてですが、農業共済は、自然災害等によって作物、家畜、園芸施設に損害が生じた場合に共済金が支払われるという公的な保険制度でございます。県内は10団体で運営をしております。農業共済の事業実績は、農業者の高齢化や農地の集約化等によりまして、水稻共済加入戸数が平成17年の5万3,000戸から現在は4万戸になっておりまして、10年余りで4分の1減少したというような状況でございます。それから、運営費の

関係ですけれども、国からの事務費の補助金については厳しい財政状況を反映し、毎年数%の削減が続いていると。特に、地方交付税に算入されております農業共済事務費負担金、これは備前市が毎年負担しておるんですけれども、平成29年度は前年度対比20%以上削減されたということでございます。

続きまして、国の方針とほかの都道府県の動向についてですけれども、国の方針は平成22年から組合等及び連合会事務の統合、執行体制の強化や合理化、それに農業者に対する均一な補償の提供など、制度の安定的な運営による農業共済の機能がより発揮できるようにということで、1県1組合化を推進しております。現在、合併している都府県は32都府県でございます。組織決定をして取り組んでいるところが11県、この中に岡山県は含まれております。それから、前提に検討をしておりますのが4道県となっております。

続きまして、県内の農業共済団体等の取り組みについてですが、このような動向を受けまして、平成29年度から県内の農業共済団体の代表によりまして1県1組合化の検討を行い、平成30年1月26日、第4回の農業共済団体長会におきまして、平成31年4月1日の1県1組合化を目指すこととなりました。30年3月26日には、第1回の組合設立準備委員会を立ち上げまして、5月26日には第2回を開催いたしました。組合設立に関する計画、基本事項の協議を行っております、具体的な検討が現在行われております。

次に、1県1組合化による効果と目的ですけれども、1番から5番にございますように、組合、事務組合、市村と連合会間の事務統合による迅速な損害評価と共済金の早期支払いができるようになると、こういった事務が効率的になるということでございます。それから、専任職員による農業共済・収入保険制度、これは新たに始まる収入保険制度のアドバイスができるようになる、要は派遣等によって充実できるようになるということでございます。それから、農家代表の理事、総代による農家の組合運営ということで、積極的な組合運営が農家の方たちによって行われることが期待できると。それから、事務合理化に伴う運営費削減による事務費賦課金の増嵩抑制、増嵩抑制することは加入者負担を軽減することにつながるだろうということでございます。それから、支所につきましては、現状の事務組合を市に配置することによりまして、農家の方には不便にならない、影響はないだろうということでございます。それから、今後のスケジュールなんですけれども、右側のページになりますが、平成30年10月、組織再編成整備予備契約書の締結を行う予定にしております。12月には、備前市におきましても事務組合解散等の議決を予定いたしております。

3月定例会からの報告の内容とは余り変わってはおりませんが、10月の予備契約書締結に向けて現在調整中とのことございまして、その中では基本的な設立の方法、期日を初めとしまして、事務所の所在地、支所の取り扱い、また財産処分などの具体的な内容が示されると聞いております。市としましては、今後の進捗状況に応じて、その都度委員会で報告してまいりたいと考えております。

○石原委員長 質疑があれば。

○尾川委員 メリットは、ここへ書いてあるんですけど、デメリットは何が想定されるんですか。それは検討していないんですか。

○坂本農政水産課長 デメリットについては、特に聞いておりません。

○尾川委員 自分は組合員じゃないんじゃないけど、議決の責任があるからデメリットが一番気になる。それから、全体的な話は聞いたんですけど、実際備前市にどのぐらい会員がおられてどういう動きになつとるかを教えてほしい。

○坂本農政水産課長 デメリットについては、次回の構成市町の幹事会というのがございますので、そちらで意見交換しながらまた報告をしたいと思います。

次に、備前市の水稻共済の加入の状況、動向なんですけれども、平成25年度で747あったものが平成29年度現在で576戸が加入しているということで、年々人数減少しております、加入者が。毎年このことで報告したほうがよろしければ、全て報告しますが、よろしいですか。

○尾川委員 また、別表でください。

○坂本農政水産課長 わかりました。

○石原委員長 では、別表で提出をよろしくお願いいたします。

○尾川委員 それから、たしか市の職員が組合へ派遣されとるといふか出向しとるといふか、そういう扱いといふのはどうなるんですか、もう職員が行く必要はなくなるんですか。

○坂本農政水産課長 将来的には、徐々に減らしていくということになるんですけど、そもそも構成市町は赤磐と備前と和気からそれぞれ1名ずつ派遣されて、連合会が2名と定数6ぐらいで運営しているんですけども、総務系の事務がなくなりますので、確実に削減はできるんですが、現在のところは徐々に減らしていくと考えているらしいです。

○尾川委員 合併前と合併後のイメージ図を見たら、東備というのは全く変わらんとということになって、東備支所は残るわけ。それで、総務的なものが削減されてメリットがあるということで、もう少し削減するところがあるのかなという、これでよく農業従事者が納得しとるなと思うんですけど、そのあたりの雰囲気といふのはどうなんですか。

○坂本農政水産課長 現在の組合につきましても、支所として残る予定で考えていますので、農業者の方には特に不便はないだろうと考えております。

○尾川委員 最後にしますけど、これも議決事件なんでもう少し詳しいこと、こっちが理解できるだけの材料を用意していただきたいと思います。

○坂本農政水産課長 先ほどのスケジュールのところ、組織再編整備予備契約書締結というタイミングがございますので、このときには具体的なことが決まって締結に向けた動きになりますので、細かいところまで御説明できると考えております。

○掛谷委員 直接、議員にかかわることでお聞きします。

今、議員が2市1町で9人だったかな。1県1組合になると、国保にしても介護にしても、人件費の削減、それがひいてはスピードアップ、一番は人件費の削減なんです。それが、本当に大丈夫かなといふところなんだけど、議員は岡山県1本だから東備支部からは1名とか、議員は

どういう存在になるのかわかりますか。

○坂本農政水産課長 組織自体が、代議員というような形になりますので、地区から農家の方が代表として出てくるような形になってくるんじゃないかと思うんです。それで、議員につきましてはそういった役割はもうなくなるんじゃないかなという思いでおります。

○掛谷委員 じゃないかというふうなことですか、いや、もうなくなるんだと思うんです。ただし、たしか介護保険が1本になったときに、それは県下で、例えば市議員が何名、町村議会が何名という枠があるんです。もちろん市長とか町長の枠があって定数が幾らとたしかなっているんです。同じようなことにするんじゃないかと思うんですけども、備前市からは議員は出るか出んかわかりませんが、そのところ、はっきりしとんじゃないんですか。

○坂本農政水産課長 申しわけございません、資料がありました。

今のところ検討しておりますのは、代表者としては東備地区から備前市、赤磐市、和気町の中から10人程度、総代として出ていくだけで、今回議員は関係ないと認識しております。

○掛谷委員 もう全く議員は携わせないと。ただ、首長なんかはどうなるんですか。農家の人しか入らない。

○坂本農政水産課長 これも、未定なんですけれども、理事として加わると伺っています。

○掛谷委員 最後に、1県1組合化による効果、目的の中で、(5)番、支所、現状の組合、事務組合、市に配置することによる農家の戸惑い解消が大事だと思うんです。まだやってないんでわからんのかなじゃけど、今までと何ら変わりはないのかな。私も農家じゃないんでわからないけど、いろんな書類を出したり、今と同じ現状でただ組織が変わるだけで、書類や人の問題とかいろんなものが農家に対して便利が悪くなるとか、ほとんど変わらんのかというところが一番肝心なんです。そこはどう。

○坂本農政水産課長 農家の方にとっては、例えば共済金をかけて保険をもらうわけですから、イメージ図で見ますと、1つ間がなくなって2段階になるわけです。もう一つの団体と手続をするだけなんで、その点からはスピーディーに事務が進んでいくんじゃないかという思いがありますので、特に農家さんに御迷惑はかけないとは認識しております。

○掛谷委員 これは蛇足なんですけども、組織が変わると、判こであるとか看板、そういうのが変わる可能性があるんです。当然出費が出るでしょ。そういう意味じゃデメリットじゃな、しょうがないんじゃないけど。その辺はどんなですか。備前市としては、これはお金を出しよんじやから。負担割合は、ふえんのかな、大丈夫かな、立ち上げは。

○坂本農政水産課長 それぞれの組合が、それなりの資産といったものを持っておりますので、合併に伴う準備金というのはそれぞれが用意すると考えておまして、備前市の場合は東備農済も剰余金を蓄えておりますので、むしろ合併したことによりましてそのお金も帰ってくるんじゃないかと考えております。

○掛谷委員 積立金といやあ、東備農済が抱えている資産、財産、預金、基金。それは、どうなっていくんか教えてください。

○坂本農政水産課長 先ほども申し上げましたように、そういった具体的なことにつきましては、10月の予備契約書の段階で盛り込まれたものが出てくると伺っております。現在そういったことを検討中と伺っております。

○掛谷委員 最後に、東備農済では幾らぐらい預貯金があるのでしょうか。

○坂本農政水産課長 正確な数字はお聞きしてないんですけども、1億3,000万円ぐらいあると伺っています。これは、保険に引き当てるために蓄えておいたお金ということでございますので、それを清算するというふうには伺っています。

○川崎委員 32都府県が組合化して、残りが15道県ということですよ。それで、国保の動きもありますけど、一つはそれぞれの事務組合で積立金に違いがあれば、一元化したときに全部お返しして一切県に上納しないということなら別にそんなに不公平感、経済的な利害はないと思うんですけど、その辺もはっきりさせないかんのじゃないかなということと、もう一つ気になるのは、日生農協は歴史的な流れの中で、いろいろ名前が変わって、今岡山東農協じゃったかな、私たちは預金しとるだけでそれ以上のかかわりがないんですけど、支所と既存の農業協同組合とは組織的には全く一致しとるんですか。農協というのは、農業従事者がより農業生産をスムーズに行うために本来だったんですけど、今やなくなったんですけど日生農協なんか、金融機関みたいになっているというような流れもあったわけで、共済組合、不作のときに補償するというようなそういう保険的な要素と金融機関との要素、本来の農協の持つ、漁業も一緒ですけど、農業生産にかかわる組合との関係はこういうに一元化したらどうなるんですか、現実には、既存の組合というのも一元化するのじゃないのか、その辺の比較というか。イメージ化ができないので申しわけないんですけど、どういう関係になるのでしょうか。

○坂本農政水産課長 今まで、各組合でしていたことはそのまま一つになってやるだけです。基本的には何も変わらないということです。

○川崎委員 いやいや、そうじゃなくて。岡山県農業協同組合は一元化されるんですか、共済組合に合わせて。その話が全然出ないんで、JAは共済組合との支所の関係でいうたらどういう関係になるんですか。

○坂本農政水産課長 JAは全く違う組織ですので、いわゆる共済制度は保険事務をやっているだけなんで。農協とは全く。

○川崎委員 いやいや、だから、本来、保険というのは不作のときなんかには補償するわけですよ、ということは、本来農業生産、あるべき目標なり科学で農業の再生産ができるものを、本来は組合活動して農業資材を、飼料から、農薬から、そっちでやっていますよね。同時に、それをバックアップする体制としてこういうのをつくっているとしたら、共済が一元化する過程では農協もより一つの県規模で、農産物というのは地域特性があるからいろいろあるんでしょうけれども、私は基本的にこういう農協も一元化されて、各地域はこういう支所的なものとして活動していくのか、それとも、私は貯金通帳を持っていますけど、農協という組合はどのような組織形態になって、こことのかかわりでいえば、エリアとかが一致しているのか、それともここは10団体

ぐらいあるけど、実際の農協というのは3団体か5団体しか県内にないとか、全体を岡山県農業協同組合か何かというのが統合させとんのか、その辺のイメージの説明をお願いしたいんで。

○石原委員長 済みません、農協、JAに関しての御質問のような……。

〔「いやいや、だから共済とのかかわりは表裏の関係にあると私は認識しとるわけです、農業生産を補償するためのバックアップでしょ、これはあくまで。だったら、本来の主流である農協というのはどういう組織形態で運営されて、こことの摩擦という流れはよりスムーズにいくんかをお聞きしよんです」と川崎委員発言する〕

お答えができるところはお答えを。

○坂本農政水産課長 かかわりというのが、よくわからないんですけど、市と農協さんともある程度情報を共有しているところはございます。農家の方の状況とかというのは共有しておりますけど、組織も違いますしやることが違うと認識しておりますので、協力しながらやっていくというふうな。

○川崎委員 いや、だから、現実に農協というのは県内に何組合あってどういう組織形態になっているかというのは説明が、わかれば教えてもらいたいということなんです。

○石原委員長 わかれば。

〔「わからんの」と川崎委員発言する〕

JAに関してはわからないということです。

○川崎委員 実際、窓口は農協の中にあるんじゃないの。

○石原委員長 恐らく別。

○坂本農政水産課長 先ほども言いましたように、全く別の組織ですので、どういったことをやっているかというのも全部は把握いたしておりません。

○川崎委員 窓口も全部違うん。

○坂本農政水産課長 保険加入なんかの取りまとめはしてくださるようです。

○石原委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今後も、締結に向けての検討がなされると思いますんで、随時協議事項等、委員会へも御報告をいただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

それでは、農業共済に関する報告、質疑を終わります。

ほかに報告はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告事項を終わります。

***** 所管事務調査 *****

続いて、所管事務調査を行います。

委員の発言を許可いたします。

○掛谷委員 平成29年度河川しゅんせつ等の地区要望集計表をいただいているんですが、説明をお願いいたします。

○淵本建設課長 それでは、建設課から、資料として提出させていただいております。

まず、番号で言いますと上の1番から6番までの6件が岡山県の管理エリアの29年度要望箇所になります。それから、その下、7番から17番までの11件が市の管理エリアでの要望になっております。あくまでこれはきちっと測量をかけたわけではありませんので、あくまで概略の数字ということで、見ていただけたらと思います。そういう中で、県のほうにつきましては、1万7,085立米、市のほうとしては1,861立米、合わせて1万8,946立米ということで集計をさせていただいております。

それと、もう一枚お配りしております、資料の2になりますけども、今年度、平成30年4月24日に市から岡山県へ要望いたしております河川しゅんせつ関係の一覧表になります。こちらは10件ということで、要望させていただいております。

○掛谷委員 わかりました。平成29年度ですから、昨年度における地区要望の集計でございますが、どこまで対応済みなのか。

○淵本建設課長 29年度分につきましては、対応済みと書かれております市管理河川分の1件のみでして、それ以外については対応できておりません。

○掛谷委員 対応できないものと対応中のものと、1件しか対応済み、ありませんけども、その内訳はどうなのでしょう。

○淵本建設課長 対応済みの1件につきましては、下流のすぐのところにボックスカルバートが設置されておりまして、そちらのほうに流れ込んでいきますと閉塞して非常に流れが悪くなる可能性があるということから対応いたしております。こちらにつきましては、数量も28立米程度とそう多くありませんでしたので、市の管理河川ということで市で対応いたしております。それ以外のものにつきましては、ずっと一般質問の中でもありましたけども、残土処分地が今のところは確保できていないということで、対応はできておりません。

○掛谷委員 一般質問で、どこだったかな、一カ所、しゅんせつ残土を置くところが可能だというような答弁を記憶しております。その中で、かなりの広さだったと思います、それができるといのが前提で物事が進むんですけども、さあ平成30年度にしゅんせつ残土が捨てられるような場所が確保できるのでしょうか。

○淵本建設課長 残土の処分地としまして、現在地区と協議を進めさせていただいておりますが、まだ承諾という形には至っておりません。そういう中で、今後も協議を進めていって、地区の承諾が得られた段階で詳細設計の予算を上げさせていただきたいと考えております。現時点で30年度とか31年度にできますということとは言えない状況にあります。

○掛谷委員 わかりました。そうすると、大前提はあくまでも処分するところがはっきりして、その設計やらなんやかんやら、それをやった上でないとういったものの実現は不可能とい

うことで、未定であるということしか言いようがないということですね。

ただ、対応済みというようなところがあるわけなので、そういうケースは、しゅんせつ残土が余り発生していないかなと思ったりするんです。このしゅんせつ残土はどうされたんでしょうか。

○**淵本建設課長** こちらにつきましては、数量的には28立米というふうに聞いております。そういう中で、建設業者さん、どこの会社でもそうなんですけども、資材置き場とか幾らか自分のところの仕事で残土を処分するような場所を確保されております。そういう中で、数量も少ないということで、任意処分という形で業者さんのほうに処分をお願いして作業はさせていただいております。

○**掛谷委員** そういう意味で、じゃあ任意処分という基準は考えておられるのか。

○**淵本建設課長** 基準につきましては、正確には把握していないんですけども、昨年9月に大雨が降ったときにいろんなところで水路が閉塞するようなところにつきましては、やはり掘らざるを得ないという状況になります。そういうときには、業者さんに任意処分という形でお願いせざるを得ないので、そういう河川なり水路なりについては任意処分という形で対応させていただいています。

○**掛谷委員** 終わりますけど、じゃあ災害時における残土以外にも木材であるとかいろんな、雑木含めてを、災害時には特例扱いで少々多ゆうても、50立米とかでも、業者が後面倒見てやろうと言うんじゃないらできるという考えでいいんですか、お聞きします。

○**淵本建設課長** 木材等については、当然そういったものを処分するところへ搬入するような形になりますけども、土砂等については業者の任意処分という形で依頼をしているのが実情です。

○**川崎委員** 一般質問でも出とんですけど、しゅんせつ土、埋める場所がないからなかなかできないという一貫した答弁なんだけど、これを見ると圧倒的に、9割方ですか、県の河川管理だという。県の河川管理は、県が責任持ってやってもらえる状況にはないんですか、何か県の関係も備前市が確保しないとできないような、執行部の答弁と理解しとんやけど、これを見る限り、岡山県が管理しとんだったら岡山県が責任持って捨て場をちゃんと確保してやって当たり前じゃないかなと。名前だけの管理かなというイメージを受けるんですけど、実態、どうなんですか、9割方県じゃないですか、これを見る限り。

○**淵本建設課長** 岡山県も、かなり前、10年か15年ぐらい前までは県で捨て場を管理した形で業者発注してしゅんせつ工事もなされておりましたが、今は市で捨て場は確保していただかないと県としては掘れないということです。

○**川崎委員** 都合の悪いことは全部末端自治体というイメージしか受けないんですけど、河川なんかその典型かなという感じを受けます。もう少し県に出すとともに、地元県会議員にもしっかり仕事してもらわんことには話にならん例かなというふうに思います。

それと、日生が出てないんやけど、はっきり言いまして中州川の皆喜橋のもとというのは相当今までの洪水とかなんとかで浅くなっとなです。そこらも、やはり集中豪雨になりますと流れが

悪くなると、洪水というんですか人家に影響を与えるようなことも考えられますし。

中州川も県の管理でしたか、市でしたか。

○淵本建設課長 中州川は市の管理河川ですけども、皆喜橋のあたりは港湾区域も入っているエリアになると思います。

○川崎委員 そう、皆喜橋より南側は東備港で、岡山県の管理やね。河川ではなくて東備港の管理ということになったら、カキが何かようけたまって、浅くなると相当大きなしゅんせつの舟が来て掘り返して、どこへ捨てとんか知りませんがやっていますよね。ですから、やはりもう少し、こういう管理者まではっきりしているところがずるずると市のほうに押しつけるというのは全くの間違いじゃないのかなと。それやったら、初めから全部岡山県じゃなくて備前市の管理ということではっきりさせたほうがいいんじゃないかなという感じがします。県じゃったら、大規模な捨て場というか、ダムをつくるぐらいなんじゃから、住民の理解得られれば。大きくそういった規模を広げるということと、東南海なんか考えると海岸線を、工業地帯含めて1メートル、2メートルも何平方キロにわたってかさ上げするというようなことにこういうしゅんせつ土をつかえば、十分にそういったものは確保できるんじゃないのかなと。もう少し本気で県規模でやらないと、こんな9割も県で、それで9割の責任、全部備前市が賄えというのは全く矛盾した行政のあり方やないかと思うんですけど、その辺どうなんですか。

○淵本建設課長 しゅんせつについては、捨て場を市のほうでということに依頼されておりますが、通常の回収、護岸の補修とかやりかえであったりとかいう部分は県が随時県管理河川については行ってっておりますので、県は県なりにやっております。

○川崎委員 いや、建設とか修繕はやっていただきやええけど、つくるだけが管理者じゃないでしょう、維持管理もでしょう。だったら、県の責任をはっきりさせるべきだし、市長なり県議会議員を通じてもっと本気でやって、県規模でいえば特に海岸線で、これからも瀬戸内海は埋め立てがほとんど難しくなっておりますけれども、津波対策含めてかさ上げすれば一番安心・安全なわけです、財産、安全確保の上で。特に海岸線の自治体が県とタイアップしたら十分にそういうことは可能ではないかと思えます。9割の責任を放棄して1割の責任しかない備前市がやれという県の姿勢こそ、間違っとなんじゃないかと思うんですけど、それが当たり前という認識で今後もやるんですか。1万8,000立米というたらどのぐらいかようわからんけど、30じゃ50じゃというようなのは何とか任意処分のできるんだというような、1万立米に対する規模というたらどれぐらいになるんか、はっきりさせてくださいよ、その辺。

○藤森建設部長 私も、変わってきて、しゅんせつのお話を聞いたときに、川崎委員が言われるとおりにだと思って県の部長にも話をしました。県の部長も、県管理河川だからあくまで責任は県にあるんだというのは職員に皆言うところだというのは言っていました。ただ、1万立米というものは、大体1立米掘るのに、残土捨て場の距離にもよるんですけど、8,000円ぐらいかかります。8,000円で1万立米というたら一体幾らかかるんだと、県もそれだけたくさん一気に予算はつかないと。特に、残土捨て場を用意してくれたところがあれば近いんで安くできる

んで、そこからやっているという話は聞きました。和気と赤磐は残土捨て場を用意してくれて、毎年それでも800万円ぐらしかしゅんせつはできていないというふうな答えでした。ただ、川崎委員が言われるように、管理責任はあくまで県だというのは認識していました。災害があったり、断面が余りにも埋もれてしまっているところは何とか検討というのは言われていました。

○川崎委員 管理責任、あくまで県だということになれば、もしそういうしゅんせつがうまくいってなくて洪水になったり、被害は県が責任を持つという意味で理解してよろしいんですか。

○藤森建設部長 災害でどうなる、状況にもよりますが、あくまで管理責任は県だというふうには言われていました。

○川崎委員 結構です。

○掛谷委員 岡山県の中に、香登川がないというのは地区要望がないという意味ですか。これは、地区要望がないというのは考えられないんですけど、実際ないんですか。

○藤森建設部長 香登川につきましては、毎年要望の一番で、しゅんせつじゃなしに改良とあわせてやってほしいというのは。これは、あくまでしゅんせつだけの要望を出してますんで、ほかの要望書で建設にあわせてやってほしいというのはずっと毎年上げております。

○掛谷委員 これは入れてほしいよな、しゅんせつも入るとんだから。これやったら、ないんか思うわな、しゅんせつが。建設とあわせて、護岸工事等にあわせてやるというんもわかるんです、ただ、これはしゅんせつになつとる、もうちょっと親切にしてほしいんですけど。入れてもらいたいな。

関連するんじゃないけど、今度しゅんせつの残土捨て場が、どれぐらいの容量を捨てられる広さだったのかなというのを、わかれば教えてほしいんですけど。

○淵本建設課長 あくまで、今は概略設計の段階ですけども、16万4,000という数字になっております。

○掛谷委員 となると、一覧表を見ると岡山県と備前市合わせても1万8,946ですから、桁がもう全然違うんで、これができれば、お金の問題はありますけど、ここに順次捨てていくことが当面大丈夫だと考えていいんですね。

○淵本建設課長 もし16万4,000立米のものができ上がれば、当然掘る側の予算にも関係してきますけども、当面は捨てていけると思います。

○掛谷委員 あわせて、岡山県が残土捨て場を用意したらすぐやるよと、それはわかる、じゃあ残土捨て場の建設費用というのは岡山県が100%出してもらえるんですか。

○淵本建設課長 いえ、残土処分場の建設費用は市の負担になります。

○掛谷委員 そりゃおかしいと思うよ。半分とか3分の1を市が負担するんだったらいいけど、何で県の管理下のもの、用意したらやるよと言よんのに、施設は岡山県が全然出さずに市が100%、そんな話は誰が聞いてもおかしいですよ、本当なんですか。

○藤森建設部長 県の補助はありません。ただ、建設に、計算があれなんで、16万4,000トンになるんで、例えば1億6,400万円かかったとすれば、処分費用で1,000円ずつ

ただければ、満タンになったときに元が取れるように考えております。

○掛谷委員 しっかりこれは、そういう計算というよりも大体もとの考え方がおかしい。やっぱり岡山県が建設時に半分ぐらい出すとか、半分は市が出すとか、市もこれ捨てないけんですから、そういうところはもっといろんな団体というか関係者から県に要望してください。ほかの市だって困るんじゃないですか、こんなお金を。どれぐらい要るんですか、建設するのに。

○淵本建設課長 今のところ、まだ概略の段階ですので、建設に必要な金額というのはわかりません。それと、ほかの市町村が準備して県に掘ってもらっている状況の中で、備前市だけ建設費用を出してくださいというのはなかなか難しいのかなど。

○尾川委員 今、要望河川名漏れの話が出たんですけど、もっと精査してもらわんと、どういう基準でこういうのは上がるとんか、実際要望も出したり、29年度以前から、例えば具体的に大洲川なんかは、もう今までずっと問題になってリストに上がると思うとったわけですわ。そういうところは漏れがねえように、そりゃ書いてもろうても、今の話を聞きよったらいつ前へ行くんやわからんという感じがしたんですけど、公平性から、担当者できちっと把握してほしいんですけど、もう一遍リストの表、出し直してほしいんですけどな。

○石原委員長 今回、この資料につきましてはとりあえず29年度についての一覧をお願いしたところであります。

○尾川委員 継続しとることがあろう、それほっといていくんかなと言よるん。解決してねえところがあろう。何で漏れとんなら言ようるわけじゃ。

○石原委員長 それ以前に出されたものもあるというような御答弁も、一般質問でありましたんで、もし可能ならそれらも含めて、可能ならということだと思いますが。

○淵本建設課長 漏れているというのは、これは29年度に要望書として上がってきたものだけを集計しているんで、入っていないということで。27年、28年のものを調べていけば入っていると思われま。

○尾川委員 そういうのをテーブルへ乗せていかなんだら、28、27年で解決しとんならええよ。そんな状況の中でほっていきのおかしいんじゃねえか言ようるわけじゃ。公平性の上から。

○藤森建設部長 ここは、29年度と載せてありますけども、対応できた分は地元の方も次の年度には要望してきません。それで、例えば対応できていないものについては、毎年次年度も要望してくださいということでお願いしております。ということは、大洲川の分も要望してきていた時期もありますけども、区長によって要望してない、29年に載ってないということは29年度に、例えば27年度に載ったとしても28年度、29年度、要望してないから載ってないということなんです。こっちが忘れたわけではないです。

○尾川委員 そこまで言うんなら、はっきり言うて諦めとんじゃ。要望出しても、取り上げてくれんというのものもあるし、そういういきさつがあるわけじゃ。こっちは直接聞くわけじゃ、とってくれという、草を刈ってくれたらとっちゃるとかな、そんな話はねえと思うよ。

だから、リストだけでも上げていくんなら、まだかわいらしいわ、こういう課題がありますというて、解決つかんのんですと、どんどん出しゃええが。そうじゃなきゃおかしいんじゃないね、29年、再度出してください、再度出して、そんな事務能力のある者ばっかしおりゃあせんよ。

○藤森建設部長 今回の段階では、例えば28年度に要望出してきたときに、できなかったものについては地元でよく協議して次の年度も出してくださいというふうが続いていますので、諦められたかどうかはわかりませんが、優先順位を考えて要望してほしいというのは常に伝えております。

○川崎委員 ふと思ひ出すんじゃないけど、県がこういう姿勢だというのは改めてひどい状態じゃないけど、じゃ吉井川という、国管理の建設庁ですか、そこらはどうなっとんですか、国は責任持って河川敷の伐採から、しゅんせつまで全部国が責任持ってどっかへ運んで処理してくれとんじゃないかなと思うんやけど。

○石原委員長 国のこと、わかれば。

○淵本建設課長 草刈りとかの管理はやっているのは知っているんですけども、しゅんせつとかをどうされているかというのは、管理の部分まではこちらでは把握できていないです。

○川崎委員 国は末端、県も含めて、三割自治と違って7割の財源を国税で持っているから、財源も豊富なんかどうかわかりませんが、県もそういう意味では、財政規模は5,000億円でしたか6,000億円でしたか、相当大きな規模であるわけなんで、河川の管理なんかというのは直接住民の命と財産が吹っ飛ぶ可能性があるわけですよ、しゅんせつとかそういうのり面を強固にしないと。ようニュースで出ますが。出たら、ここが決壊したというて、本当に浸水してひどい状態になっているというのは毎年のようにテレビで出とんで。国の管理は徹底して、草刈りから伐採からびちっとやっているなど、余りしゅんせつしとんは見ませんけれども、やっぱり国と同じように県もやってほしいなということもしっかり勉強していただいて要望していただきたいということと、幾ら要望を出しても、結局は捨て場がないから諦めてくださいという答弁しょうるだけやないですか。それで、一方で諦めえ言いながら毎年要望出せというような論理はないですよ。ほんまに末端自治体で、そういう捨て場を確保するんじゃないと、市の管理しとる面積は1割しかないけれども、それがもし16万なら、今後100年か50年か計算できませんけど、相当長くにわたっているんなしゅんせつを全部市の管理はできるじゃないですか。そういう姿勢も必要ですよ、一方で。県がそういう態度ならうちは独自にやって独自の捨て場でやりますと、そのかわり県のところは責任持てと。再度管理者で責任持つ言よんじゃないと、洪水じゃ何じゃあったときには、県が責任持たないとだめですよ、口だけじゃったら意味がないですよ。そこらの姿勢というのが、特にこういう河川管理なんか、それから海の管理は津波とか高潮がありますけど、しっかりやってほしいなと思います。

どうですか、そういう姿勢を示すことも、5割5割言ようるけど、甘い、私に言わせたらしゅんせつの度合いに応じて9割と1割の負担でもしお金や買収費や補償費がかかるなら9、1で出したらいいじゃないですか、今のところ、こういう数字だけなら。じゃから、搬入量に応じて費

用も分担したらいいじゃないですか。その辺の考えはないんですか。

○**淵本建設課長** 先ほど部長から答弁がありました。搬入に対して1立米当たり幾らかという持ち込み料を取ることは可能ですので、どうしてもそういう形でのとり方しかできないのではないかと考えております。

○**川崎委員** いやいや、とるにしても、県が、掛谷委員は五分五分じゃ言うけれど、普通は大体県の事業というたら1割、2割の負担ぐらいかな、大体。

〔「3割までじゃ」と呼ぶ者あり〕

うん。だから、やっぱり7、3とかね。だから、搬入量の料金も7、3で分けりゃいいじゃないですか。そうしないと、これだけ立米が、県の管理が圧倒的に多いのを何で全部備前市が持てというような論理が成り立つんですか。

○**淵本建設課長** 先ほどの、搬入量に応じてといいますのは、例えば県のしゅんせつ土を持ってきた場合は県が工事として発注されて、例えば1立米当たり1,000円取りますよと。市が持っていた場合は、例えば無償ですよとか、そういうふうな分けはできるのではないかとは思いますが。

○**川崎委員** 建設費用も、ある程度分担しとけば、料金も分担して仲よく分けたらうまくいくんじゃないですかと。県の河川課の職員とも仲よく手が結べるんじゃないですかというアドバイスを言っとるわけです。それが本来の、行政の上下関係のあり方じゃないですか、だってこれ以外の公共事業はそうやとるやないですか。何でしゅんせつ残土捨て場だけが、市で責任を持てというのが理解できないですよ。ほかの公共事業と同じような立場でやってほしいということだけ要望しときます。

○**田口委員** 川崎委員も言われましたけど、量を見てみますと、県の管理している河川の量が圧倒的なんです。これを捨てる場所は市が探せなんていう話は、常識では考えられませんよね。圧倒的に多い量の捨てる場所を探せ、探せという、県のほうも無責任じゃないかと思えます。こういうことはきちっと、市がもっと強く言って、こういうところを探したらどうしてくれるなんていう条件提示もしてやっていかんと。これ見てみますと、少ないところなんか12立米とか、こんなものはちょっと工夫すればすぐ対処できる量じゃないかと思えます。でも県の量というと桁が違うでしょう。こういうものを市に押しつけるというのは、我々の一般的な常識では考えられません。その辺を、もっと強く県のほうに言ってほしいなど。市の姿勢が大事なんじゃないかと思えますが、その辺は県に対して強く言うということはできんのですか。

○**藤森建設部長** 強く言うというのが、どこまでかわからないんですけど、伝えてはおります。ただ、県も、責任は県にあると。それから、例えば大きな道路つくるときには、タイミングが例えばそこへ持って行くんで、そういう県の工事の中で土量をどういうふうに移動させるかというのいろいろ考えておられます。ただ、最近は大きな道路も、閑谷からできていた広域農道も終わってしまったし、岡山から美作へ行く大きな道路もほとんど完成してきたんで、市のほうでも何とかできませんかという言い方です。市で探せないとならないというんではありません。

○**田口委員** 捨てる場所も、もっと県にも、適当な場所がないかという情報を提供してもらい、こちらもこういう場所を探していますというような形でやっていかんと、ただ捨てる場所を確保せえ市に言ってくるというのもおかしな話でしょう。こういう、しゅんせつした土砂は県が管理者としてもっとしっかりやるというのが基本だと思うんで、その辺はきちっと県の担当者と協議して、我々ももうちょっとわかりやすいというんか、さっきも尾川委員が言われた、前年度も含めてですけど、たなざらしになっている問題がある。非常に多いんです、道路関係にしてもしゅんせつの関係にしても。もう何年も要望してきたけど、いつまでもしてくれんから区長が変わったら大儀なからせんわというような、そういうことも含めてもうちょっとしっかり対応してほしいなということで、答弁はいいです。

○**掛谷委員** 結局、方針、計画をつくってそれにのっとりながらやると、備前市でも、行政は一緒です。岡山県の方針は何なんじゃろと、県の方針、計画はあるのという話です。と同時に、探してくださいというような項目があるんか、口頭だけか、そういうのが入っているかどうか、そのときの補助割合はどうなのかとか、そんな詰めた話は全然ないじゃないですか、大体が。こういう話の場で、こういう断片的な話しかできない。岡山県の方針、計画は一体どうなっとんか、そこの根本のところをいらわないと。

○**藤森建設部長** そういう、しゅんせつについての方針が県にあるかどうかはわかりませんが、その点については今度聞いてみます。ただ、今聞いておりますのは、しゅんせつ要望は県の中でも取りまとめて、予算要望はしても6割から7割しかつかないと。それから、大体東備地域事務所は年間1,500万円ぐらいだというのは聞いております。

○**掛谷委員** 何か、ほかの自治体が用意したからやったという話もありますけども、どういうケースなんかな、本当にその市町村がいいところを見つけてお金を出して建設して入れたんじゃと言うけど、どこなんですか。ほんま、市はお金が出んでもやったという話になってきて、ようそんなことをするなと思うよ。そんな事例になったら、ほかの自治体が右倣えになるじゃないですか。だから、方針とか計画とか、どういう負担割合なんかがはっきりせんから、お金があるところはやるかわからん。そういう捨て場があるところはやるかわからん。なかったら、いつまでもできない。一回、県にそういうもの出してくださいと言うてください。また次の委員会でも、早目に出してください。

○**藤森建設部長** 県へ問い合わせてみます。

○**石原委員長** 委員としての発言を希望しますので、副委員長に委員長の職務代行をお願いします。

〔委員長交代〕

○**藪内副委員長** それでは、これより委員長の職務を務めさせていただきます。

○**石原委員長** まずは1枚目の資料、平成29年度でお願いをしとって、こういう形で出てきたんですけれども、先ほど来のやりとり聞いていますと、それ以前に対応がなされていないものについても、引き続き継続して要望が出されていないものもありますよということで、対応がなさ

れずにしかも継続して要望が出されていない箇所については、市においての取り扱い、もう抹消されてしまうんですか、河川しゅんせつ対応せねばならんリストからも消えてしまうんでしょうか、いかがでしょうか。

○藤森建設部長 消えてしまうというわけではありません。毎年、要望があったら区長さんと現場を確認します。そのときに、例えば岡山県も同じなんですけども、河川断面の3割以上がしゅんせつの要望基準ですと、大体3割より少ないところについては我慢してくださいというような話をしたときに、なら来年は引っ込めるとかという場合もありますし、例えば1枚目の16番、鶴海（東）惣田川では、であいで15人ほど集まって水路を溝堀したりして、次の年は溝堀できたんでええわと、もっとたまったときにしゅんせつしてほしいというふうに地元で対応したところもあります。そうやって、次の区長さんによって次の年度に載せたり載せなかったりというのはあると思います。

○石原委員長 こういう要望が出された箇所につきましては、こうやって立米数も出とんですけど、流量ですか、3割とかというのがありますけども、そこらも見きわめて現場も確認されて、流れる量なんかで緊急度なんかも判定されたりということまでいっとなですか。

○藤森建設部長 あくまで、区長さんと、地元の方と一緒に歩いたときに話をします。特に、緊急度、危険だ、危ないと思われたところは寺谷川のように対応します。それから、タイミングがよくてどこかを埋めてほしいとか、農地転用したというような、土を入れてほしいという要望があったところがあれば対応できる場合もあります。

○石原委員長 それから、2枚目の県管理のほうなんですけれども、4月24日に要望がなされてということで、恐らく年に1回、こういう時期の年度初めに要望されて、これに対する回答というのがいつごろ返ってくるのかということと、それから県からの回答内容、どういう形で県から回答が返ってきよんかなというところも関心ありますので、もし可能ならお示しいただきたいんですけれども。

○淵本建設課長 回答のほうは、まだ返ってきていないとは思いますが、返り次第提出はさせていただきますと思います。

○石原委員長 先ほどありました、近隣の赤磐市や和気町の処分場の例もございましたけれども、一つの選択肢として、可能性がわかりませんが、規模によって赤磐市さん、和気町さんの処分場を拝借できませんかとか、何分その先には県のほうの予算がありましようから、そのような交渉も、検討の余地はいかがでしょうか。

○淵本建設課長 近隣の地区も処分場には苦慮していると思われまますので、まだ今のところそういった打診をしたことはないです。

○石原委員長 結果はどうあれ、打診だけでも一度していただければというふうに思います。

○藤森建設部長 打診はしてみますけども、例えば備前市に処分場がもしできたときに、よその市町村から捨てさせてほしいときたときには必ず断るつもりでおります。

○石原委員長 先方の回答もわかりませんが、いろんな可能性も含めて、それから処分に

なるんですけれども、何かで見たんですけど、再利用に向けてリサイクルですか、しゅんせつ残土、石も含めてそれを細かく砕いて再利用しとるようなケースも見たくて、いろんな視野を広げて、可能性も広げて御検討いただきたいと、これも要望でよろしく願いいたします。

委員としての発言を終わります。

○藪内副委員長 委員長の委員としての発言が終わりましたので、委員長の職務を交代いたします。

[委員長交代]

○石原委員長 しゅんせつにつきまして、議論ございましたけれども、しばらく開会后経過しましたので、ここで休憩をとらせていただきたいと思います。

午前10時57分 休憩

午前11時06分 再開

○石原委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

休憩前、河川のしゅんせつについてはよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

そのほかに何かございましたら。

所管事務調査、ほかに何か発言ございましたら。

○尾川委員 空き家のことについて、現状というかどうかという状況になつとんかというの、市としての対応しとるように聞いとる、私らも今回選挙で歩いてみると、特定空き家の問題もあるんじゃないけどとにかく空き家が多いというのを市としてどうすればいいのか、個人のものなんですけど、どういう取り組みでどういう現状なんかというのを正確に教えてもらえたらと思うんですけど。これからどうしていこうとしとんのかが見えんのですけど。

○濱山移住定住推進担当課長 29年度に、空き家対策協議会を立ち上げています。平成30年度ですけれども、その協議会において空き家対策の計画素案を計画、作成いたします。空き家対策の特定空き家とかに対する対応といいますか、そういうことを計画書の中でうたっていきたいと思っております。

○尾川委員 読まれとると思うんじゃないけど、6月18日に日経新聞に空き家対策の自治体に壁という文言で出とるんですけど、どこでも問題があるということのようで、余りもたもたしようると、29年度に立ち上げて、計画素案策定中のように聞いたんですけど、それは時間もかかると思うんですけど、早目にどういう方向でどうしていくかということだけ、なかなか特定空き家で取り壊しする、代執行するいうても金のかかる問題なんじゃから、そのあたりをどういうふうにやっっていこうとしとんか、それとも使えるような建物もあるけどそれを市としてどこまで借り家へ持っていくというのを議論していかざるを得んのかなと。それで、片方じゃ新築、建築したら100万円を出すということがあって、逆に言うたら空き家なんかにももう少し補助金をふやしたりして活用する方向もある程度模索せにや、たしか4月からはリフォームは金額が下がったと思うんです。そのあたりが、空き家の問題を活用しようとしたら逆に上げていくほうが市としては

適当じゃねえかと思うんですけど、その辺の考えは全然、今の協議会の中身と違うかもわかりませんが、そのあたり教えてもらえたらと思うんですけど。

○濱山移住定住推進担当課長 除却だけじゃなくて空き家も活用できるものは活用していったらいいと思います。ただ、助成金につきましては、平成30年度は助成対象金額の3分の2は変わらないんですけども限度額が100万円から50万円になっています。そこら辺、市の財源的なこともありますけども、その活用については積極的にできれば活用のほうへ考えております。

○尾川委員 ぜひ、いろいろ参考にしながら、というのは具体的に言えば土地は何ぼでもあると、それで、おじいさんやおばあさんが、家を潰してここへ建てかえをと言うても、若い者はよそへ建てるといいます。そしたら、そこは将来空き家になる。そしたら、また同じような問題が起こる。それは個人の問題でどこまで市がかかわり合いを持つかというのは難しい問題だけど、そういうのは長期的に考えて、使える家は使っていくということはある程度行政指導というか方向性だけ定めていくべきじゃないかと思うんで提案させてもらっているんですけど。

○濱山移住定住推進担当課長 空き家の活用につきましては、29年度、32件の方が利用しています。28年度はたしか60代の方が多かったんですけども、29年度は40代の方が一番多くなっております。そういった若い世代もそういう補助制度を使って、備前市のほうへ移住等々も考えていただけたらと思います。

○尾川委員 そういったデータは「広報びぜん」でも少し紹介してもらって、こういう方向にあるんですよ、こういう補助もあるんですよというのを引き続いてPRしていただけたらと思うんですが。

○濱山移住定住推進担当課長 わかりました。

○石原委員長 ほかに、空き家に関してですが。

○掛谷委員 空き家対策の、これは協議会をつくらねばならないという、これは空家等対策の推進に関する特別措置法の第7条に市町村には協議会という組織を設置することができるかとあります。まず協議会のメンバー、何名なのか教えてください。

○濱山移住定住推進担当課長 委員は9名おられます。市長が会長でありまして、岡山弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会、県の建物取引業協会、県の建築士会、岡山理大の先生。あと、備前警察署と東備消防組合です。

○掛谷委員 これは、事務局は備前市にあるんでしょうけれども、どれぐらいの頻度で開かれてどういった協議をしていますか。

○濱山移住定住推進担当課長 平成30年度は、まだこれからなんですけども、7月の末に予定しております。年内は、先ほど言った計画等々の作成もありますので、4回程度を予定しています。

○掛谷委員 協議会は、さまざまな分野の方が入っておられるんで、これで何か備前市版をつくらうとしているのか、もう空き家対策の本で勉強すると、かなり具体的なものもスタートしているところがたくさんあるんです。そういう意味では、平成30年度に備前市は4回ほどやってそ

れを決めた後に動いていくという流れなんですか。

○濱山移住定住推進担当課長 今言われたように、バージョン的には備前市バージョンの計画書を作成いたします。その計画書にのっとして、随時対応していこうということでもあります。

○掛谷委員 そうなると、協議会で備前バージョンの素案というか計画案ができて、最終的には条例化しても構わんと思うし、規定でやっていくということになるのか、その辺はわかりませんが、具体的に今協議会で案が示されてこそ、いろんな空き家に対する具体的に言えば行政代執行というようなことが、そこから本当にできるんであって、それを仮に、問題の空き家についてはそういったものがないんで、本当に危ないというもの、特定の危ないということが判断できればできるけど、基本的にはこれができてからやるんだという、両面ですか、どういうふうにその辺は考えて進めるんでしょうか。

○濱山移住定住推進担当課長 現在も、そういった案件がありましたら現場へ行きまして、土地や建物の所有者に対しては、市の除却の補助申請をして対応してくださいという旨はお伝えしております。

○掛谷委員 法律の中にも、勧告するとか順番がございまして、最低限することは可能です。可能なんだけど、協議会で備前版をつくる場合に、どういったことが特別に入ってくるんかというのが見えません。協議会をつくることはいいんだけど、そこで決めにゃいけん特別なものは何か出てくるんですか、この範囲内でしかできないと思うんですけど、その辺が、何をやられるのかというのがよくわからんのです。協議会を立ち上げていないところ、他の自治体はどうなっているんか、わかれば教えてください。

○平田産業部長 空き家の対策につきましては、これまでも数年前からいろいろ個別には動いてきているところなんです。活用につきましては、いろんな補助制度をつくったりして動いてきています。ある程度、少なくともはあるんですが、着実に成果は上がってきているんじゃないかと思っています。ここで、協議会を立ち上げて計画をつくろうとしているのは、そうした個別の対策にさらに広い範囲で市として、例えばもっと効果的な活用の計画を考えていこうと。例えば、民間の力をかりてまとまった区域の中で活用の計画を考えてみようとか、そういったことを進めていくのに専門家の方の知恵をかりようといったようなことがございます。さらに、そうした計画を立ち上げることで事業化しますと、国から補助金を充てていただけるといったこともございます。そういった意味合いも含めて、協議会の中でさらなる空き家の活用についての計画を考えていこうと、進めていこうという趣旨でございます。

○掛谷委員 既に空き家条例をつくっている地方自治体がありますよね。協議会、特別にそんなものをつくらずにぽんと条例をつくったような事例はあるんですか。

○平田産業部長 条例だけつくっている事例があるかどうかというのはわからないんですけども、実際に条例の制定が必要なのかどうかというのが一つ課題になっています。備前市でも、その辺ずっと検討してきているんですけども、先ほど言われましたように、特定空き家、非常に危険な状態で緊急に対応が必要なものというのをどうするかというようなことが課題としてあるん

ですけれども、これは国の法律で対応ができるわけでございますし、ただ法的な手続にのっとって進める必要があるので時間がかかってしまうといった事例もあるんですけれども、このあたりはもうやむを得ない部分がございます。それに対して、じゃあ市の条例をつくったから法律というのも早く対応ができるかといえ、そういう問題でもなくて、あってもこれはそんなに違うものではないのかなと思います。

ただ、所有者との話を進めていく上で、相手がわからなかったりなかなか話に乗ってくれなかったりというようなことで、前に進まないといったケースが多々考えられるんですけれども、そういったときに本当に危険な状態のものを所有者と話ができないから放置しておいていいのかという問題が一つございます。これも、非常に悩ましいところなんで、我々もいろいろと検討はしているんですけれども、そうしたときに例えば条例をつくることで何らかの応急措置的な対応ができるのかどうか、そういったことは研究の余地があるのかなというふうには思っていますし、そういった視点で検討しているということでございます。

○石原委員長 空き家に関して、ほかに何か。

○尾川委員 備前市内の危険な状態というのは、数値というか軒数でいうんか平米でいうんかわからんけど、把握はしとるわけ。持ち主は明確にわかるとんじゃけど、代執行してくれというのはあちこちあるわけで。そのあたり、今話がつかんのだろうと思うんだけど、今後そのあたりはどのようなふうに対応していこうとしているのか。もうあのままで、危険標識か点滅するのを置きっ放し、コーン置いてそれをずっと放っとくというようなことになるわけ。

○平田産業部長 昨年、空き家調査をしているんです。それによって、空き家の戸数と状態というのはある程度うちのほうで把握しています。その中に、いわゆる特定空き家、非常に危ない状態のものというのもどこに何戸あるというのもある程度のことは把握ができています。これからどう対応していくかというお話なんですけれども、特定空き家と言いながらやはりそれぞれに状況は大分違うと思うんです。特定空き家だからといって、どれもこれも緊急に対応が必要かと言えば、そうでないものもあるかもしれませんし、逆に道路や民家に倒れかかりそうになっているようなものもあるかもしれません。その辺の状況を見きわめた上で、緊急を要するものについては市のほうである程度早い対応が必要だということで、所有者と協議をしていこうとか、それなりの迅速な対応は必要だと考えています。

○尾川委員 大阪府北部地震がありました、このあたりはそういう地震は起こらんとは思うとるんですけど、見るからにもうこれは危ないけど、市がお金を出して処分していくというんか、所有者の了解もとらにゃいけんだろうし、協議会でどういうスタンスでいくかというのを決めていきようと思うんですけど、具体的に今後あるべき姿、どうしていこうと思う強い意志はないんですか。

○平田産業部長 先ほど申しあげましたように、まずは優先順位をつけて、緊急を要するものにつきましてはこちらとしても強い姿勢といいますか、所有者に対して早く対応してくださいという話はしっかりしていこうかと思っています。

○川崎委員 購入者に対して10分の1で50万円といった制度がありますが、借りたい人がおられて相談に乗って、いい物件があったんで所有者に相談かけると、まだ荷物の整理ができてないという例があったんです。旧日生町では駐車場がないということで、空き家を潰して駐車場にする場合は、補助率は忘れましたが、空き家を駐車場に促進する補助制度ができたことがあるんです。今はもうないんかどうか、わかりませんが、売却する件数がふえなければ、せっかく購入費を援助するといったって購入物件がなければそういう制度も空回りするわけで、所有者側に対する意識高揚というか援助も含めて考えていただくのも一つの手かなと思うんですけど、どうでしょうか。

○濱山移住定住推進担当課長 所有者に対する援助と言いますが、そういったことについて課内でまた協議して、可能ならまた予算化も図っていきたいと思います。

○川崎委員 ぜひ、駐車場の例がありますんで、少し人口定着の意味からいっても市外からの転入者が、最初はなかなか資金がないと購入というのはできないと思うんです。特に、子育て世代というのは給料が安くて、2人も3人も、1人が圧倒的に多いというのがデータの的にも出とんですけど、そこらもある程度、居住スペースが広くなりゃ2人目、3人目を産み育てようかという意識を持っていただく意味でも、結構立派な空き家が市内にあるわけで。そこで片づけ費用を応援することによって、ちゃんと不動産業者にそういうデータ出すのか、それとも空き家対策のホームページか何かに、備前市、名を連ねてもらおうのか、名を連ねてもらったら補助金を出すとか、いろいろテクニックがあると思うんで、ぜひ空き家を利用することを促進する援助も検討をお願いしたいと思います。

○掛谷委員 空き家等の条例の中で、特定空き家の第2条の2項、助言または指導、次に勧告があつて、命令、最後に行政代執行、行政代執行、助言または指導というようなところは何件ぐらいとか、勧告をしたのが何件、命令は何件ぐらい現状であるんか、わかれば教えてほしいんです。

○濱山移住定住推進担当課長 特定空き家等の所有者に対する助言、指導の件数は5件です。

〔「結構あるな」と掛谷委員発言する〕

○石原委員長 空き家に関して、ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃ、空き家以外で。

○川崎委員 教育関係なんかの施設については、中身は教育委員会だけど契約はまちづくり課か、それとも今までと同じような、契約関係はどこかがチェックして契約するというような流れがあったでしょ。それがあつたのかないかということと、具体例としては日生中学校で耐震化が終わったにもかかわらず2億円もかけるようなすごいことをやるんじゃないか、2,000万円ぐらいで改装ぐらいは十分できんじゃないかという意識があつて、要望は常々出しとったんじゃないけど、その辺はどうかかわっているのか参考までにお聞きしたいと思います。

○平田産業部長 委員のおっしゃっておられる部分が正確に理解できていないかもしれませんけ

ど、まず例えば建設事業を、施設を持っている所管の部署が対応していくというのは基本ではあるんですけども、数年前には建築の業務を一手に引き受けてやろうといったような部分もございました。既になくなっていくんですけど、例えば学校関係の施設であっても、本来なら教育委員会がすべきものを建設事業の部分だけは仕事を受けてやりましょうと、一連の設計から工事に係る一連のこと、ケアも含めてというようなことでやっていた時期もあるんですけど、そうした部署もなくなってしましまして、現状では個々に、施設の管理者ごとに事業化しているということがございます。

もう一点、言われているのがこうかなと思うのが、契約の実務というのは契約管財課という部署がございまして、そちらで業者指名だとか入札等契約の事務をやっていると、一定の規模以上のものということなんですけども、全庁的なものをそこで取りまとめてやっているということがございます。あくまで、入札や契約の事務だけの部分です。事業そのものは、それぞれ施設の管理者が対応しているという現状でございます。

○川崎委員 というのが、今回疑問に思うのは、教育委員会というのは教育内容の充実とかいろんなことはプロでしょうけど、改装だとか改築だとかそういうことは以前あったまちづくり課のほうで職員としても単価のチェックの仕方もプロじゃないかなと。そういうところが見れば、もっと絞れるんじゃないかなという印象と同時に、今回2億円もかけるんだったら、耐震化に3億円か5億円をかけていますから。だったら南側の校舎も建てかえたほうが早かったんじゃないですかと、たった5クラスしかないわけです、1年生1クラス、2年生、3年生が2クラスで、たった5クラスの教室つくらなければ、小ぢんまりときれいな快適な施設として建てかえたほうが、今さらのようにこういう金額が出ると、反対するわけじゃないんですけど余りにも金額が大きいで、何かその辺はチェック機能というのが以前だったら働いたけど今は働いてないからこういう金額が、出てくることはありがたいんだけど、どうも耐震化とのお金のかけ方を見ると無駄をしているんじゃないかと。あれ、仮校舎までつくってやろうとしたじゃないですか。だったら、北側を建てるときにもう少し大きくしてそれで足らんようだったら南に校舎を、まずそっちへ生徒を移しといて、2億円もかける必要性が本当にあったのかなという疑問点もありますので、改めてお聞きしとんです。契約は契約管財課というのもわかっていますけど、以前は中間があったような気がしとったんでお聞きしとんです。市長がかわつとるから仕方がないかなと思ったりもするんだけど、行政の連続性からいうと、教育委員会もチェック機能がうまく働いているのかなと。本当に5億円もかけるんだったら、耐震化のときに相当お金をかけた印象があるので、何かやりようがあったんじゃないかという気がしとんですけど、その辺はどうなんですか、今の様な状態でええんですか、以前のほうがよかったような気がするんです。専門知識を生かして単価的な面だとか総額の面でチェック機能が働いとったんじゃないかという意味で聞いております。いかがでしょうか。

○平田産業部長 そうですね、技師がいてチェックができる体制があるにこしたことはないんですけども、もっと大きな部分で計画の考え方というところがどうだったのかということだと思

うんです。我々も直接かかわってないことですし、よその部署のことなんで、それがいいか悪いかというようなことはここで申し上げるわけにはいかないんですけども、そうした計画性の部分、それは多分技術職であるなしは関係なくて、やはり担当部門でよく考えて計画を立てて進めるということが必要になろうかと思えますし、当然進めていく上で予算要求の段階では財政との協議もごさいますし、当然市長、副市長との話も出てくるわけでごさいますから、それなりにチェック機能は働くんだらうと思えます。何でそういう結果になったのかというのは、いろんな経過もあるんだらうと思えますので、そこら辺はなかなか私どもでお答えしにくいところではあるんですけども、技術者の配置云々という内部の体制とはまた別の問題かとは思えます。

○川崎委員 思い出しましたけど、校舎の耐震化のときはたしか契約関係は厚生文教じゃなくて総務産業委員会で議論したような覚えがあるのですが、今回変わっているから、この中学校の問題について契約議案じゃないですか。ところが、ここで議論できないというのは何か体制が変わっているからできないのかなという印象と同時に、耐震化と改装という流れがどっかで寸断されたのかなと。備前中のときは、何か国も援助があってスムーズに耐震化と内装だとか、いろんなことに差があるわけです。だから、改装はしなさいよと言うたけれども、余りにも大きい金額が出てきたもんで、本当にこれが改装なのか、建てかえじゃないんかとかかというような印象を受けざるを得ないような改修で、何となくずれがあるんで、もしかしたら以前のような形のほうがよかったのかなという疑問があるんでお聞きしようります。

ぜひ、内部でも一貫性なり、何かいろんなハード面、縦割りじゃなくて横の関係で論議なりチェックできるようなことを行政内部でやっていただきたいということも要望しときます。

○石原委員長 施設整備に関しての要望がございましたので、御検討いただきたいと思えます。ほかに。

○尾川委員 地震の際のブロック塀の安全対策というか、学校は文科省か総理大臣まで出て動いとるようなんですけど、一般的な家庭のブロック塀について、市としての安全対策のかかわりというのは、市としてはノータッチなのか、それともある程度かかわりがあるのか、どういう動きをしているんかというのを説明してもらいたいですけど。

○平田産業部長 勉強不足でございまして、少し調べて確認をしてみる必要があるかなと思うんですけども、委員がおっしゃられているのは、建築基準法に係る部分になってこようかと思えます。家を建てる際に、例えば周りの外構工事、ブロック塀があるとといったようなことになりますと、それをあわせて建築確認の申請を出して、許可をもらって工事をするということになるんだらうと思うんですけど、そうしたことについて、実は市のほうでは所管をしておりませんで、建築確認申請の事務というのは県の事務になっておりますから、市の窓口で受けて進達をすることはあるんですけども、権限についても県が持っておりますから、多分一般の家庭のブロック塀につきまして、市が指導なり助言なりができるということには恐らくならないんだらうと思えます。

○尾川委員 それを聞いたかったんですけど、恐らく学校施設については教育委員会が対応しと

と思うんじゃないけど、子供の安全は学校施設だけじゃないと思うんで、その辺を知りたかったんです、どういう対応になっとなかなというふうな。結局、学校の先生に言わせたら、学校施設のブロック塀の問題があるけど、一般的な家庭のブロック塀の問題もあるというふうな話をされようりまして、どこまで市としてのかかわりがあるのかなという、今さっきの川崎委員が言われたような、すみ分けとか仕事の分担というんか、気になったんで聞きたかったんですが、対応は何もないということでわかりました。

○川崎委員 関連なんですけど、今回の悲劇は、たしかプールがあつて外から見えないようにするためのブロックでしょ、金網とかカーテンというんかビニールでもすれば軽くて倒れることもないし、そういう悲劇も起こらなかったという意味で、よくチェックして、そういうブロックは建築基準法の関係で県じゃから関係ないと逃げるんじゃないで、そういうところはできたら軽量化して、今アメリカじゃよう殺人が起きよつとんで、塀はせんといかんでしょうけど、できりゃあ金網で少し高目にして上に刑務所のようなことをしておけば、出入りはしにくいんじゃない、それでいてプライバシー守ろうと思えばビニールかカーテンか何か結構あるじゃない、工事現場行ったら中が見えないようにしとる、そういう工夫をしとれば全然問題なかったケースじゃない。

だから、先生も目先の教育だけで本当に子供たちにとって環境が安全かどうか、これだけ地震が騒がれようるときに、そういう点で抜けとるといふ点では、教育者にだけ責任を負わすんじゃないで、建築関係の人はそういう意味ではいろんな基準やいろんな耐震のことも知っているんだから、合同でチェックするとか、そういうことが今回の教訓じゃないんかと思つとんです。だから、さっきもそういった意味も含めての質問なんです、単に単価の問題、総額の問題じゃなくて技術的な問題を含めて。かかわりは、ぜひ縦割りだけじゃなくて横の連携をして、より子供たち、市民の安全性の確保、通学路なんかは全部塀を取り除いて、それこそ金網か何か、ほかの簡単に軽量で倒れてもけが程度で済んで命にかかわらないような通学路を確保するとか、そういうところまで延長しないと、ただ7割が8割になって危険だ、危険だと叫ぶだけじゃ意味がないというのが今回の地震の教訓じゃないかと思つたんですが、いかがでしょうか。

○平田産業部長 御指摘の点、ごもっともだと思いますので、市のほうでどういった体制がとれるのか、その辺しっかり研究してみたいと思います。ただ、市のほうで持っております施設、市で管理している施設につきましては、地震の情報があつた後すぐ早急に調査をするようにということで、全庁的な対応を今しております。危険なものは、早急に改修するなど対応していくようになろうかと思つています。

○石原委員長 ほかに。

○掛谷委員 企業誘致について教えていただきたい。

この議会でもいろいろありましたけども、要は企業団地のようなものをきちっとつくっておかないと、空きがありますか、いやこれからつくります、そんななんだったら企業は来ません。こういうのは常識になっていて、今回スイキュウの場合も、そういう意味合いで企業団地化を進め

て何とか契約に結びついていくということをお聞きしております。

備前市の企業団地化、大規模か中規模か、小規模かわかりませんが、工場跡地というのがあります。パナソニック、それから工場じゃないけど大洲の社宅跡、大きいところはその辺だと思いますし、黒崎窯業跡地とかいわゆる片上湾におけるあいているところとか。また、吉永に行けば大規模ではないけど中規模程度のもの、小規模程度のものでできるんじゃないかというようなことで、いわゆる企業誘致、企業団地というものを、東洋大学なんかも参考ですけど、もっとしていかないとだめよと書いてあるんです。そういう意味で、今後どういう考えを持って、既存のものもありますけども、それをどうするかということと、企業団地を新たにつくっていかうということをお考えになっているんだと思うんですけど、今の段階ではどうなんでしょうか。

○芳田産業観光課長 既存の市営の企業団地につきましては、既に契約に向けて継続中でありまして、今年中に売却ということを目指しております。それプラス、民有地につきましても、市のほうで企業さんを回りながら民有地情報に上げていただきたいということで、広大な土地があったり既に稼働してない工場用地につきましてはそういったお願いをしております。民有地情報に出されていないということは所有者である企業さんのほうから特に上げていただきたくないと、売却する予定はないということで伺っておりますので、今後もそういった民有地につきましては企業に投げかけながら情報提供はしていきたいと考えております。それとあわせて、企業団地につきましては先ほど委員が御指摘されたように、当然企業さんが市へ問い合わせをした時点で既に一団の土地がないとなかなか話が進まないというのがございますので、担当課としても畠田香登西団地、もう一点、香登本団地が売却できれば次の団地候補も含めまして計画をしていきたいというふうには考えております。ただし、今ずっと企業さんとお話をする中で、面積要件であったりとか、工業用水があるかとか、インターから何キロ以内がいいとか、もろもろの条件を提示されますのでなかなか、ただ団地を造成したら売れるというものではございませんので、そういった企業さんからの問い合わせの情報も精査しながら、どこにつくれば企業さんが立地していただけるか、というのも当然大きな投資額になりますので、塩漬けにならないような土地を探しながら今後は検討していきたいと考えております。

○掛谷委員 条件がいろいろ、民有地での話がありました。そういう条件の中でも、合うようなところを実際調べられておるんだと思うけど、ありますか。

○芳田産業観光課長 条件に合うような土地はあるんですが、なかなか全ての条件に合うというところは今のところないです。実際によく言われるのが、本当に先ほどのお話にもありました、インターから5キロ圏内とかという場所を探す、ただし大きさが5ヘクタール以上とか1ヘクタールだけが欲しいとかということで、どうしても最後の交渉段階で話がまとまらないということで、なかなか難しいのかなと。結構多いのが、雇用の関係も含めまして、岡山市内を雇用の圏内に入れられますので、香登で探される企業が多いのは確かです。

○掛谷委員 香登はもうほとんど、3,000坪ないぐらいの1カ所がミサワホームの北東にありますね。これは残っていますけど、大きなものは建てられない、建てられれば建てていいんで

すけども、香登方面はもうほとんどないと思うんです。そうすると、よく言われるのが、新庄のほうにもそんなんできんかといった、農振地域があるからもう無理だというような話があって難しいなど。しっかりとやってもらいたい。

一件だけ、企業誘致というか事業をやりたいというのが、実は黒崎窯業跡地にバイオマス発電をやりたいということが来ているらしいんです。これは、ある市民の方からお伺いして、どこかようわからんのですけども、会社は。約1万坪ぐらいあるんでしょう、バイオマス発電をやりたいということで、住民説明会があったようにお聞きしております。その件については、何か御存じでしょう、企業誘致の一環だと思います。住民は、そのように捉えていると。する、しないはよくわからないのですけども、どうですか、御存じですか。

○芳田産業観光課長 どちらの企業の話かわかりませんが、そういったお話の中で、うちのほうも法的なことであったり、窓口として相談に乗れることは乗っております。ただし、今計画している土地については民有地で、所有者さんと個々に相談をされておりますので、うちでお手伝いできるのはそういった法的なところでの、例えば環境アセスのことであったりとか建築に対しての相談であったり、そういう窓口の相談とかはしていますが、今のところはまだ個々で協議はされておりますので、市に相談があることについては窓口として、ぜひ誘致に向けては進んでいきたいとは思っております。

○掛谷委員 雇用が地元、十四、五名もあるということで、何かメリットを協調されて、環境問題とかというのが一番住民は不安がっているというところで、備前市に税金は入る、雇用は生まれる、バイオマス発電みたいなやつ、また新たな事業展開の可能性もある。メリットもあるようですけど、特に地元はそういう環境問題に不安があって悩ましい。悩ましいけど、どうしたらいいんかということをおもっているようでございますので、知っておるならば、地元の相談が市になれば市も行かんかもわかりませんが、ある意味企業誘致であるんで、いい意味での緊密な連携をとってやってほしいなど。これがどうなるかわかりませんが、しっかりと対応をしていてもらいたいですけど、部長、これは知っておられますか。

○平田産業部長 申しわけございません。私のほうでは、その情報を得ておりません、今初めてお聞きするようなことなんですけども、まずはその辺の事実関係をよく確認をしたいと思います。

○掛谷委員 やってください。これは、私がどうのこうのというんじゃなくて、そういう話があるんで、しっかりやっていただければ。

吉永方面なんか、小規模な企業団地はできるようなところがないんでしょうか。

○芳田産業観光課長 吉永地域も、私どももいろいろ大きさによっては探しております、ただ結構河川の近くということで、トラックが入らない、橋が渡りにくいとかということで、なかなか条件が合わないのとあわせて、団地をつくる場合、一番企業さんが問題にされるのが周りに余り住宅がないところ、住宅がありますと立地した後、後々トラブルにもなりやすいということで、そういったものを含めるとなかなか吉永で、うちも紹介はしているのですけども、面積

とそういった条件が合っていないというのがございます。あとは、やはりどうしても高速からの距離であったりとか物流の部分で、製造業ですと物流が大切になってきますので、なかなか運送コース等を含めて、吉永のほうでは紹介はしているんですけどそれ以上前に行かないというような現状であります。

○掛谷委員 よく、備前市の場合、本当に平野がない、土地がない、埋め立てやりやいいんじゃという話ですけど、そんなものうまくいきませんし、山の開発というのは難しいですけども、そういうことも考えていかざるを得ない、よその自治体でも山を削って団地にしています。だから、角度を変えて、平野というんか普通の土地を考えるんもそりゃすりゃええんじゃけど、山はいくらでもあるんです。だから、条件に合うようなところも考えていけば可能性はあるんじゃないかと。そのあたりの研究などはされておるんですか。

○芳田産業観光課長 企業用地の情報を見ていただいてもわかりますが、備前インターの近くの山林についても情報を発したり、市所有の山についてもしております。それ以外に、先ほどのお話で吉永地区もございますが、結構山の造成になりますとコストがかなりかかちまして、田んぼ等の埋め立てよりも道の部分も含めましてかかちてきますので、うちのほうも紹介はしているんですが、一から山を造成するということであるとなかなか企業さんの立地の条件に合っていない。それとあわせまして、結構備前は岩の山が多いということで、かなりまたそこもコストがかかちてきますので、うちとしても何とか低い山を見ながらとか谷を埋めてそういったところへ誘致できないかというのも、当然企業さんからの問い合わせの面積にあわせて検討はしているところではあります。なかなか条件が合わないというのが現状でございます。

○掛谷委員 難しい言葉を並べられて、できないできないというようなことなんで。

最後、正式な企業誘致のオファーというのは現在どれぐらいあるのかな。例えば、これが実現可能に近い、真ん中から上というのはどれぐらいあるんですか。

○芳田産業観光課長 実現可能といいますと、もう当然香登本と香登西の2件と、もう一件、民有地について実現に向けて本当に交渉している企業が1件、それ以外の企業さんについては10件程度ありますが、どうしても紹介で終わっているというような現状です。

○川崎委員 私は、先ほどの議論で、しゅんせつ土の確保という意味で、それが企業団地になるか一般的な安価な住宅地の提供になるかは別として、企業が来だしてからというたら香登のでもしゅんせつ土はだめとかなんとかいう議論もした覚えがあるので、5年、10年の長期単位で、浦伊部なんかは一時本庁舎を提案したこともありますけど、確実に所有者等、埋め立て結構だということところは協力いただいて。

浦伊部というのは、ほとんどが干拓地というんか、中学校の南ぐらいは海拔1.5とか2.5とかと言っていましたけど、十分に津波なんか考えると埋め立てして畑にするか水田でもう一回直すかは別としても、所有者にまず条件提示をしてしゅんせつ土を入れさせてもらおうと。将来は、企業団地にするか住宅地に提供するか、そういう将来ビジョンはある程度所有者に示しながら、売りたいというところは買って、確実にしゅんせつ土をまず、備前市の立米は少ないわけだ

から、そういうものを高さ2メートルぐらいで埋めれば相当、1反あっても結構な立米、埋めることができるわけでしょう。そういう、一石二鳥か三鳥ぐらい考えてこつこつとやっていくことも、耕作放棄地が今問題になっているので、確実にそういう耕作放棄地、2年、3年以上たったところの所有者と接触して、そういうしゅんせつ土の解消と同時に宅地化、企業団地、一遍にできなくても確実に関連した土地を広げていくということをやれば、少し備前市の未来も明るくないかなという気がしとんですけど、そういうこつこつやるというやり方、できませんか。もう12年たって、結局ないないないない、やっとできた、売れないとかそういう問題で、特にしゅんせつ土が解決していないじゃないですか。それを最優先しながら、いろんな形で付加価値を生むような土地の確保というのが絶対必要だと思うんですけど、いかがですか、そういう考え方はできませんか。

○芳田産業観光課長 委員がおっしゃられるとおり、私もそういったことを考えながら、本当に企業団地も含めてでなんですが、先ほども、香登の団地造成のときにしゅんせつ土はだめというお話がありましたが、どうしても工場等を立地しますと、土壌対策法ですか、土壌汚染の関係で必ず調査命令が出てきますので、何年かけてしゅんせつ土でもそこで工場等を建設してしまいますと後で土壌汚染の対策が必要になってくる、調査も必要になってくるという現状もございまして、なかなかそういったリスクを負ってまで企業さんが立地しないというのがあります。今回の香登のお話でも、どこの土を持ってきましたかというようなものがありますので、どうしても工事の残土であれば山をとってサンプリングして、土壌汚染はないですよということで埋められるんですけども、しゅんせつ土もそういった全部調査ができれば可能かもしれませんが、そういったことを考えますと企業団地としては手を出していただけないのかなと。逆に、宅地造成で普通の家を建てるのであればそういった調査等、法律には係ってこないもので、特に問題ないかとは思いますが、企業団地ということであればそういった後々のリスクもかなり大きくなってきますので、しゅんせつ土で企業団地をつくるというのは難しいと考えております。

○川崎委員 最後ですけど、ですから企業団地が難しいのは教訓が出とるわけじゃから、少ししゅんせつ土で埋める、一石二鳥でいえば、住宅地を優先しながらできればそれでもオーケーだという企業があれば、広い面積、こつこつと広げていってやれば企業団地の確保もできるんじゃないかなと。だから、一遍に何ヘクタールじゃなくて、1反、2反から始めていくということがしゅんせつ土の解決にもなるし、安価な宅地なり小さな地元中小企業への工場用地を確保する意味でもいいんじゃないかと考えておりますので、そういうやり方もぜひ検討していただきたいことを要望して、もう答弁は結構です。

○石原委員長 それでは、企業誘致に関してほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で所管事務調査を終わります。

それから、委員会のほうではこの後閉会中の継続調査事件についての協議をいたしますが、説明員の皆様方はここで退席をしていただいて結構です。

最後に、閉会中の継続調査事件について御協議をいただきます。

議会の閉会中において、委員会は原則として活動ができません。継続審査となった議案、請願を除きまして閉会中の継続調査事件として付託された案件に限り閉会中もなお継続して調査ができることとなっております。

そこで、閉会中も委員会の調査が可能となるよう、総務産業委員の所管事項を考慮して、お手元のレジュメのとおりあらかじめ付託案件を御提案いたしております。調査期間は、調査終了までということです。本定例会最終日に本会議にて付託いただくこととなりますので、これらの調査事件についての御協議をお願いしたいと思います。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、継続調査事件はレジュメの案のとおり最終日に本会議で付託いただくということでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、異議なしと認め、そのように決定をいたします。

以上で総務産業委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時10分 閉会